

鳥取県選挙管理委員会委員長 様

国会議員関係政治団体の名称 _____
会計責任者の氏名 _____

少額領収書等の写しに係る提出期間の延長について（申請）

少額領収書等の写しに係る提出命令（ 年 月 日付達第 号）
のあったこのことについて、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16
第7項及び第8項並びに政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条
第1項の規定に基づき、提出期間の延長を申し出ます。

記

1 延長を求める期間 30日間

2 命令があった日 _____年 _____月 _____日
うち、 _____年分は提出済（ _____年 _____月 _____日提出）

3 延長を求める理由

(1) 選挙期間中であるため（政治資金規正法施行規則第19条第1項第1号に該当）
公職の候補者の氏名 _____

・選挙の種類

- 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙
 その他（以下に具体的に記載してください。）

(2) 提出期間を延長することにつき正当な事由があるため（同規則第19条第1項第2号に該当）

（以下に提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載してください。）

<記載要領>

別紙②は、提出期間の延長を求める場合に提出してください。

提出命令があった日から20日以内に当該命令に係る少額領収書等の写しを提出することができない場合は、当該期間内に、下記(1)又は(2)を理由として、30日間の延長を求めることができます。

- (1) 提出命令があった日から20日以内の期間が、貴国会議員関係政治団体の公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。
- (2) 少額領収書等の写しが著しく大量であるため事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があるとき。

なお、上記(2)に該当する場合は、提出期間を延長しなければならない正当な事由を具体的に記載していただく必要があります。

また、30日間の延長では提出が困難な特別な事情がない限りは、本様式による延長を申し出てください。

- 1 本文中「(年 月 日付達第 号)」の空欄には、少額領収書等の写しに係る提出命令の通知文の右上段の文書番号及び日付を記入してください。
- 2 「延長を求める期間」欄については、総務省令で定める相当の期間を記載しています。上記(1)又は(2)に該当する場合は、30日間延長を求めることができます。
- 3 「命令があった日」欄については、鳥取県選挙管理委員会委員長から発出した「少額領収書等の写しに係る提出命令」の通知が、貴国会議員関係政治団体に到達した日を記入してください。
対象となる少額領収書等の写しの一部の年分について既に提出済みの場合は、下段に提出した支出年と提出年月日を記入してください(一部の支出項目のみ提出していた場合は、欄外に提出済みの支出項目の番号を記載してください)。
- 4 「延長を求める理由」欄については、該当する理由(1)又は(2)の□欄にチェックするとともに、下記の事項を記載してください。なお、本通知に記載いただいた理由は、そのまま複写して開示請求者に通知します。
 - (1) の場合は、公職の候補者の氏名を記載し、選挙の種類をチェック又は記載してください。
 - (2) の場合は、提出期間を延長しなければならない正当な事由(20日間で提出することが困難な状況の説明等)を記載してください。
- 5 本様式の記載方法等について御不明な点等がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担 当:鳥取県選挙管理委員会事務局
所在地:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
電 話:0857-26-7061 ファクシミリ:0857-26-8129
電子メール:senkan@pref.tottori.lg.jp